

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○保安林の指定予定に係る通知の揭示 (2件) (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	2
公 告	
○換地計画の適否決定 (四万十市) (農業農村支援課)	2
○市町村営土地改良事業の変更の同意 ( " )	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の役員の退任 ( " )	2
○土地改良区の解散の認可 ( " )	2
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	2
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (10・22揭示)	3

## 告 示

### 高知県告示第660号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止

について次のとおり届出があった。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
みかど薬局四万 高岡郡四万十町琴平町476-1 平21・9・15  
十ショッピング  
プラザ店

### 高知県告示第661号

平成21年10月20日付け高知県告示第635号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村津家12番屋敷  
イ 氏名  
吉川 国之丞
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村津家14番屋敷  
イ 氏名  
豊永 徳馬
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村津家42番屋敷  
イ 氏名  
吉川 伊左衛門
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村津家40番屋敷  
イ 氏名  
笹岡 喜三右衛門
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村津家49番屋敷  
イ 氏名  
合田 幸馬
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村杉1番上1番屋敷  
イ 氏名  
久保 源六
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村津家13番屋敷  
イ 氏名  
吉川 弥三郎
  - 登記簿記載の住所

- 長岡郡大豊村津家12番屋敷  
イ 氏名  
吉川 馬三郎
  - (9)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村葛原50番屋敷  
イ 氏名  
宮内 槌助
  - (10)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大杉村高須233番地  
イ 氏名  
保証責任大杉村報徳信用販売購買利用組合
  - (11)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡東本山村津家42番屋敷  
イ 氏名  
吉川 伊左衛門
  - 保安林に指定する予定の通知の要旨
    - 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町葛原字ナカノウエ557の2、2128、2129、字ナカウネ2136の1、字ヲヲエ569、土佐郡土佐町南川字和早木1767の10、大川村朝谷字モミノ木108の5、字ヲス谷142の1
    - 指定の目的  
土砂の流出の防備
    - 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第662号
- 平成21年10月9日付け高知県告示第613号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成21年11月10日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
    - 登記簿記載の住所  
吾川郡神谷村小野60番屋敷  
イ 氏名  
田中 彦馬
    - 登記簿記載の住所  
吾川郡神谷村成山1060番地  
イ 氏名  
高橋 廣吉
    - 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村本郷13番屋敷

イ 氏名  
川村 長次

2 保安林に指定する予定の通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町小野字西タキバタ442の9、字大東441、1404、上八川下分字目ノトラ10888、10890、10891、10908

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第663号**

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
須崎市 中井 十三一  
" 野島 義一
- (2) 加入区の名称  
須崎町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
須崎町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
平成21年11月10日から同月24日まで
- (2) 縦覧場所  
須崎町漁業協同組合事務所

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十市の行う押谷口地区(押谷口換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し  
(2) 現形図及び換地図

- 2 縦覧期間  
平成21年11月10日から同年12月9日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市役所西土佐総合支所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業(押谷口地区こうち農業確立総合支援事業)の計画の変更について平成21年10月28日に同意した。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知県十市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年11月10日

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	土居 敏榮	南国市十市 1747
(就任)		
監事	鍋島 泰男	南国市緑ヶ丘二丁目2101

-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市吾桑国見土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	三本 正勝	須崎市吾井郷乙 500
"	下村 晴宏	" " 甲1029

-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、土佐町宮古野土地改良区の解散を平成21年10月27日に認可した。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市吾桑国見土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成21年11月10日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
岡崎 幸誠	須崎市桑田山甲 872
大崎 正寛	" " 乙 774
松浦 幸洋	" " 甲 898
岡崎 省三	" " 甲 876
堅田 雅人	吾井郷甲1008-1
笹岡 光男	" " 乙 243
高橋 満彦	" " 乙 586
谷 勝博	" " 乙 498-16
松浦 淳幸	桑田山甲 918
大野 悦正	吾井郷乙 634

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則をここに公布する。

平成21年11月10日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会規則第21号**  
**高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則**

職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第14条第3項又は第15条第4項(同条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。)の規定により退職手当管理機関(同条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。)として高知県教育委員会が行う意見の聴取の手續については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則(平成21年高知県規則第80号)の規定の例による。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月10日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
**高知県教育委員会規則第22号**  
**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**  
 高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
 第10条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。  
 (13) 退職手当管理機関に関すること（事務局及び教育機関の職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。  
 第12条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 退職手当管理機関に関すること（小中学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。  
 第13条第1号中「に限る」を「に限る。次号において「市町村立高校」という」に改め、同条中第20号を第21号とし、第2号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 退職手当管理機関に関すること（県立高校及び市町村立高校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。  
 第14条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 退職手当管理機関に関すること（公立の特別支援学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。  
**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成21年11月10日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
**高知県教育委員会規則第23号**  
**高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則**  
 高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第37号を同条第38号とし、同条第10号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。  
 (10) 退職手当管理機関として事務を行うこと。  
**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**教育委員会訓令**  
 -----

**高知県教育委員会訓令第16号**  
 教育委員会事務局  
 各 教 育 機 関  
 高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成21年11月10日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
**高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令**  
 高知県教育委員会懲戒審査会規程（昭和41年10月高知県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

**高知県教育委員会懲戒等審査会規程**  
 第1条を次のように改める。  
 (設置等)

**第1条** 職員（高知県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の職員及び高知県立学校その他の県立教育機関の教職員並びに県費負担教職員をいう。）の懲戒等に関する次に掲げる事項の審査をするため、高知県教育委員会懲戒等審査会（以下「審査会」という。）を置く。  
 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく処分案件に関すること。  
 (2) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分案件に関すること。  
 2 審査会は、審査の結果を教育委員会に報告するものとする。  
 第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

**附 則**  
 この訓令は、平成21年11月10日から施行する。

**高知県教育委員会訓令第17号**  
 事務局  
 各教育機関  
 高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成21年11月10日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
**高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**  
 高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
 第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 退職手当管理機関（職員の退職手当等に関する条例（昭和28年高知県条例第59号。以下この号において「退職手当条例」という。）第11条第2項に定める機関をいう。）として事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。  
 ア 退職手当条例第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づき処分を行うこと。  
 イ 退職手当条例第18条の規定により高知県退職手当審査会に対して諮問を行うこと。

**附 則**  
 この訓令は、平成21年11月10日から施行する。

-----  
**公安委員会規則**  
 -----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成21年10月22日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 面山 昌男  
**高知県公安委員会規則第12号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**  
 高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
 第11条中「ものとする」を「とおりとする」に改め、同条第5号中「積雪又は凍結している」を「積雪又は凍結をしている」に改め、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号中「振り回すなど」を「振り回す等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「振り回すなど」を「振り回す等」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。  
 (8) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は当該装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。  
 第15条の2中「運転免許センターにおいて」を削る。  
 第18条の5第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。  
 別記様式第16号を次のように改める。

## 様式第16号 (第18条の5関係)

| フリガナ      |   | 男<br>女  | 生<br>年<br>月<br>日 | 年 月 日 |  |
|-----------|---|---------|------------------|-------|--|
| 氏 名       |   |         |                  |       |  |
| 本 籍       |   |         |                  |       |  |
| 住 所       |   |         |                  |       |  |
|           |   | 電 話 番 号 | 自 宅              |       |  |
|           |   |         | 勤 務 先            |       |  |
|           |   |         | 携 帯              |       |  |
| O         | S | 資料区分    |                  |       |  |
| 生 年 月 日   |   | 年 月 日   |                  |       |  |
| 免 許 証 番 号 |   |         |                  |       |  |
| 登 録 年 月 日 |   |         |                  |       |  |
| 登 録 番 号   |   |         |                  |       |  |
| 受 付 場 所   |   |         |                  |       |  |

運転経歴証明申請書

年 月 日

高知県公安委員会 殿

## 附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。